

月形町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の概要について

1 条例制定の背景・目的

国の再生可能エネルギーの利用促進施策として固定価格買取制度が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づいて平成24年度に創設されて以来、国内で太陽光発電を中心に設置件数が増加しています。

再生可能エネルギー発電事業を円滑に実施するためには、関係法令やガイドラインを遵守したうえで、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全等に十分配慮し、地域住民に事業について理解を得られるよう努め、適切なコミュニケーションを図ることが重要です。

一方、建築基準法や都市計画法の適用を受けない太陽光発電施設については、事業概要や環境・景観への影響等について、地域住民へ十分な説明がされないまま事業が実施されることによって、景観・眺望の阻害や反射光等による住環境の悪化、土地の形質変更による防災機能の低下、秩序のない土地利用等といった地域住民の不安が解消されず、地域住民と事業者との関係が悪化する事例が全国的に発生しています。

本町においても、太陽光発電施設の設置件数が増加していることから、太陽光発電施設の設置に必要な事項を定めることで、太陽光発電事業が地域との調和をもって実施され、町民の安全で安心な生活環境の確保及び良好な自然環境と景観の保全を図ることを目的として、条例を制定するものです。

2 条例の概要

項目	内容
(1)目的 【第1条】	この条例は、太陽光発電施設が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本町の環境の保全に寄与することを目的としています。
(2)基本理念 【第2条】	太陽光発電事業は、町、事業者、住民その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として行わなければなりません。
(3)定義 【第3条】	【太陽光発電施設】太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。 【太陽光発電事業】太陽光発電施設を利用し発電を行う事業です。 ①発電出力が10キロワット以上の太陽光発電施設について適用します。ただし、次のいずれかに該当する施設は、適用から除きます。

	<p>②建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するもので、主に自己消費を目的とするもの</p> <p>③設置者の事業所等と併設され、主に自己消費を目的とするもの</p> <p>【出力】太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナー等の出力のいずれか小さい方の値をいいます。</p> <p>【事業区域】太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいいます。</p> <p>【事業者】太陽光発電事業を行う者をいいます。</p> <p>【管理者】太陽光発電施設を管理する者をいいます。</p> <p>【周辺関係者】太陽光発電施設の設置事業に伴い、生活環境等に一定の影響を受ける次に定める者としします。</p> <p>①事業区域に隣接する居住者</p> <p>②事業区域に隣接する土地及びその土地に存する建築物の所有者、管理者及び占有者</p> <p>③太陽光発電施設から生じる太陽光の反射光又は当該反射光から生じる熱により生活環境に影響を受ける範囲の土地及び建築物の所有者、管理者及び占有者</p> <p>④事業区域に関係する行政区等の代表者（隣接する行政区含む。）</p>
<p>(4)町、事業者及び町民等の責務</p> <p>【第4条、第5条、第6条】</p>	<p>【町の責務】条例の適正かつ円滑な運用が図られる措置を行うものとしします。</p> <p>【事業者の責務】関係法令及びこの条例の遵守、災害防止、生活環境、景観その他自然環境に十分配慮し、周辺関係者と良好な関係を保つこととしします。</p> <p>【町民等の責務】町民及び事業区域の土地所有者は、本条例の目的と基本理念にのっとり、町の施策及びこの条例に定める手続きの実施に協力するよう努めなければなりません。</p>
<p>(5)太陽光発電施設の設置を抑制する区域</p> <p>【第7条、第8条】</p>	<p>災害の防止、良好な自然環境等の保全又は地域との共生のため、太陽光発電施設の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として事業者には事業区域に含まないように求めることができます。</p> <p>①地すべり防止区域</p> <p>②急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>③土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p> <p>④農業振興地域の区域内にある農用地等</p> <p>⑤保安林</p> <p>⑥河川区域、河川保全区域</p> <p>⑦砂防指定地</p> <p>⑧鳥獣保護区、特別保護地区</p> <p>⑨埋蔵文化財を包蔵する土地</p>
<p>(6)事前協議</p> <p>【第9条】</p>	<p>事業者には、事業に関する計画について町長と協議を行うことを義務付けます。この事前協議に対し、町長は必要な指導や助言ができます。</p>

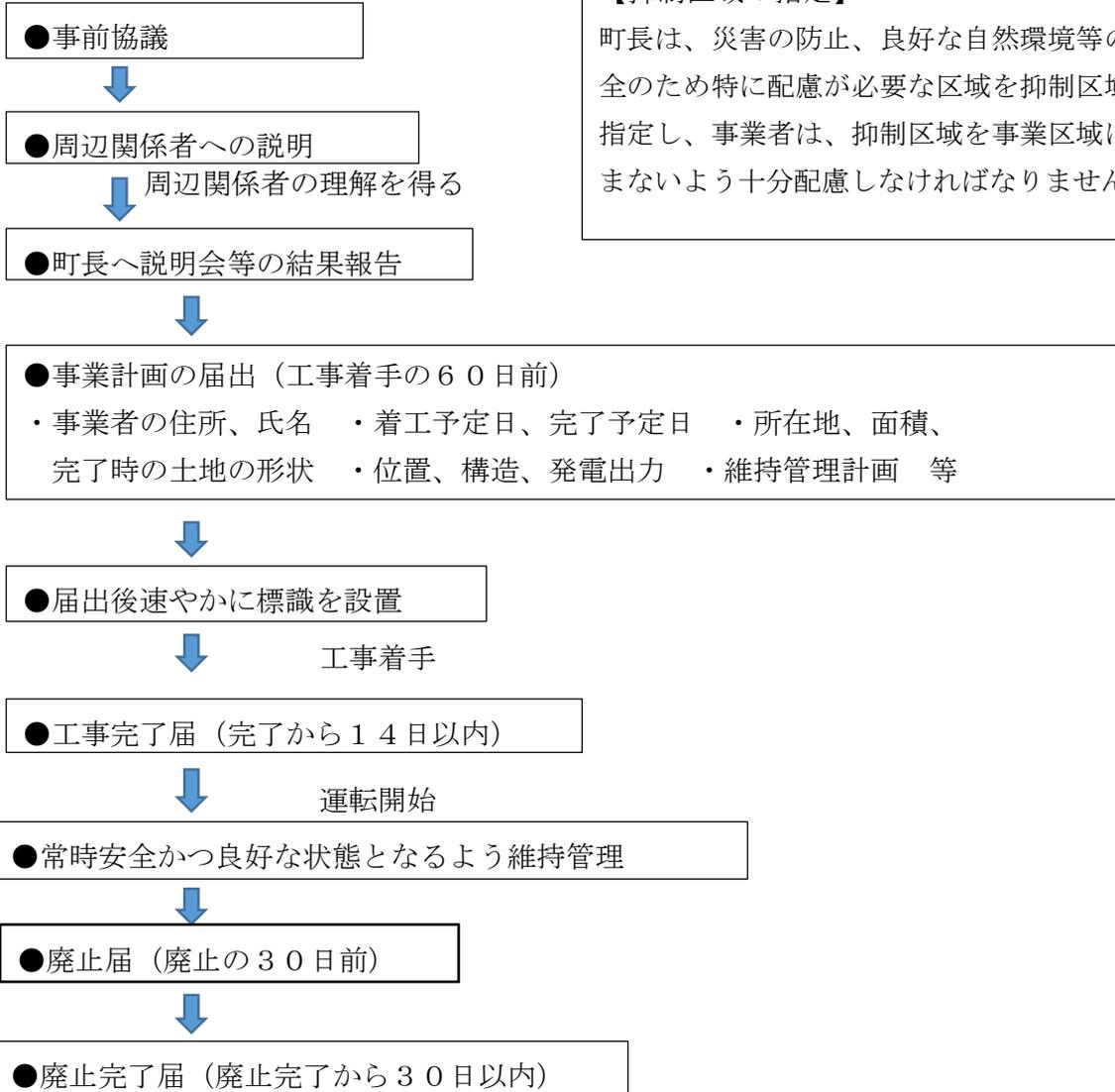
<p>(7) 周辺関係者への説明 【第10条】</p>	<p>①事業者は、当該事業区域の周辺関係者に対し、あらかじめ説明会を開催するなど第11条第1項に規定する事業計画（以下「事業計画」という。）に関する周知について必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>②事業者は、事業計画の内容について周辺関係者の理解が得られるよう努めなければなりません。</p> <p>③事業者は、周辺関係者へ周知を行ったときは、その結果を町長に報告しなければなりません。</p>
<p>(8) 届出 【第11条】</p>	<p>①太陽光発電事業を行う場合は、工事着手の60日前までに町長に事業計画の届出をしなければなりません。</p> <p>②事業計画に掲げる事項を定めるもの。</p> <p>③事業計画を変更しようとするときは、町長に変更の届出をしなければなりません。</p> <p>④事業計画が市町村の区域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長又は行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。</p>
<p>(9) 工事完了届 【第12条】</p>	<p>設置工事が完了したとき、又は中止したときは14日以内に届出をしなければなりません。</p>
<p>(10) 地位の承継等 【第13条】</p>	<p>①対象事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところによりその旨を届け出なければならない。</p> <p>②対象事業者は、管理者を変更したときは、規則で定めるところによりその旨を届け出なければならない。</p>
<p>(11) 廃止届 【第14条】</p>	<p>①施設を廃止しようとするときは、廃止予定日の30日前までに届出をしなければなりません。</p> <p>②廃止が完了（廃止後に行う措置を含む）したときは、廃止日から30日以内に届出をしなければなりません。</p> <p>③施設を廃止しようとするときは、太陽光発電施設の解体、撤去、廃棄その他適切な措置を講じなければなりません。</p>
<p>(12) 維持管理 【第15条】</p>	<p>事業者は、災害又は生活環境等の保全上に支障が生じないように、施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければなりません。</p>
<p>(13) 報告の徴取 【第16条】</p>	<p>事業者に対し、太陽光発電事業に関し、報告又は資料の提出を求めることができます。</p>
<p>(14) 立入調査等 【第17条】</p>	<p>①この条例の施行に関し必要な限度において、その職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができます。</p> <p>②前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければなりません。</p>
<p>(15) 指導、助言及び勧告 【第18条】</p>	<p>①行政指導等の必要があると認めるときは、町長が事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導、助言をすることができる権限を定めています。</p> <p>②町長は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告す</p>

	ることができます。
(16)公表 【第19条】	<p>①事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合を考慮し、町長が事業者名、勧告内容を公表できる権限を定めています。</p> <p>②公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与える。</p>
(17)委任 【第20条】	この条例で規定する手続き等の様式、方法などを規則で定めることとしています。
(18)施行期日等 【附則】	<p>①条例の施行日を令和5年10月1日とします。</p> <p>②条例の施行日以後に事前協議を開始する事業者から適用することを定めています。</p> <p>③既設事業者は、町長の求めに応じて協力するよう努めなければなりません。</p> <p>④既設事業者は、第11条第2項に掲げる事項の変更を行うときは、届出を行うことを定めています。</p> <p>⑤施行日前において太陽光発電施設を設置している事業者については、工事完了及び工事中止の届出は適用しません。</p> <p>⑥廃止の届出は、設置工事に着手した時期にかかわらず、全ての事業者について届出義務が生じます。ただし、施行日から起算して30日以内に太陽光発電施設を廃止しようとする場合は、この限りではありません。</p> <p>⑦維持管理、報告の徴取、立入調査等、指導、助言及び勧告、公表の規定は、施設の設置時期にかかわらず、全ての事業者に適用することを定めています。</p>

主な手続きの流れ

太陽光発電施設を設置する場合は、次の手続きが義務付けられます。

(●は条例に基づく手続き)



【抑制区域の指定】

町長は、災害の防止、良好な自然環境等の保全のため特に配慮が必要な区域を抑制区域に指定し、事業者は、抑制区域を事業区域に含まないように十分配慮しなければなりません。

町長が必要に応じて行う措置

- 報告の徴取
- 立入調査等
- 指導、助言

- ・指導、助言に従わない
- ・勧告に従わない
- ・虚偽の手続き等

●勧告

●公表

- 公表を行う場合は、事業者の意見を述べる機会を設ける。

抑制区域として指定する区域

抑制区域	関係法令	理由
①地すべり防止区域	地すべり等防止法	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定の行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
②急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	崩壊のおそれのある急傾斜地(30度以上)で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
③土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
④農業振興地域の区域内にある農用地等	農業振興地域の整備に関する法律 農地法	農業振興を図ることが必要であると認められる地域で、優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
⑤保安林	森林法	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
⑥河川区域、河川保全区域	河川法	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を

		損傷させるおそれがある。
⑦砂防指定地	砂防法	土石流や山崩れなどの土砂災害を防ぐための砂防設備を要する土地、治水上砂防のため一定行為を禁止、又は制限すべき土地を砂防指定地とされている。
⑧鳥獣保護区、特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている。
⑨埋蔵文化財を包蔵する土地	文化財保護法	適切かつ円滑な発掘調査や、発掘された遺跡や出土品の有効的な保存・活用を行うために、埋蔵文化財全体を守ることが必要。